

答 申 第 19号
平成28年11月25日

伊勢原市教育委員会委員長 永井武義 殿

伊勢原市情報公開審査会
会 長 吉川 和宏

伊勢原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

平成28年7月28日付けで諮問のあった行政文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、別紙のとおり答申いたします。

(諮問第21号)

学校教育課が保管する体罰事故報告書(1ページ目のみ)

答 申

1 審査会の結論

伊勢原市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月15日、「学校教育課が保管する体罰事故報告書（1ページ目のみ）」を一部公開決定したことについて、非公開と決定した部分のうち、1発生日時、2発生場所のうち学校名、3当事者の氏名等の体罰を行った教職員欄の所属及びコードについては公開すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成28年4月12日に「学校教育課が保管する体罰事故報告書（1ページ目のみ）」の公開請求に対し、実施機関が平成28年4月15日に行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）の審査請求を求めるものである。

請求人が、主張している本件処分に対する意見は次のように要約される。

神奈川県教育委員会では、県内の市町村から体罰の報告を受けて、その報告書の情報公開の請求があった場合は、請求の趣旨に記載された、発生日時、発生場所、加害教員が当時勤務していた所属と学校コード、年齢、性別、担当していた組、校務分掌、被害児童の年齢、性別は、平成15年度から全て公開している。

本件、一部公開決定は、伊勢原市教育委員会として伊勢原市情報公開条例の規定により判断されたわけだが、神奈川県教育委員会に情報公開請求が出された場合は請求の趣旨に記載された箇所は公開されている以上、非公開にする理由はない。

3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件審査請求部分については、伊勢原市情報公開条例第6条第1号に該当するため一部非公開としたものであって、その理由は次のとおり要約される。

(1) 本件文書について

伊勢原市情報公開条例に基づいてされた情報公開請求に対する公開決定については、神奈川県が行う公開決定の内容に左右されるものではなく、本市の解釈及び運用基準等に基づき決定されるべきものとする。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

「発生日時、発生場所、加害職員の所属、学校コード、年齢、性別、担当していた組、校務分掌、被害児童の年齢及び性別」について、それぞれ個別では、加害教員及び被害児童を識別することはできない。しかし、事案が発生した学校は、児童に対する指導の大部分をクラス担任が行っていること、学校要覧、学校だより、PTA だより等の一般に入手可能な他の情報と組み合わせること等により情報を組み合わせることで、学校名が特定され、加害教員及び被害児童が特定される蓋然性が高いことから非公開事由に該当する。

(3) 条例第6条第4号（事務等に関する情報）の該当性

報告書を公開することにより加害教員の氏名、学校名等が特定されることで、今後の事情聴取で正確かつ十分な事実確認ができなくなり、その結果、懲戒処分

等の人事上の措置の適正な遂行に支障が生じ、また、学校と家庭、地域との信頼関係にも及ぶこととなることから、特定の学校を識別することができる情報、加害教員を識別することができる情報を公開することは、当該事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第4号の非公開情報に該当すると考えられる。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、学校教育課が保管している直近の体罰事故報告書（1ページ目のみ）であり、当該個人に関する情報は、氏名、年齢、性別、そして関連する所属、学年、発生場所、発生日時等が掲載された文書である。

(2) 公開条例第6条第1号の該当性について

条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、当該情報を公開しないことができる旨を定めたものである。

本件行政文書に掲載されている個人に関する情報は、公開することにより当該個人の権利を害するおそれがあるもので条例第6条第1号の規定により非公開とすべき情報に該当すると認められる。ただし、発生日時、発生場所のうち学校名については、公開することにより、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報とは認められないと判断する。

(3) 他の条項の該当性について

条例第6条第4号は、市等の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもので、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある場合等に公開しないことができる旨を定めたものである。

本件については、公開することにより任意の事情聴取等、報告書作成に影響するとは考えられず、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められないと判断する。

5 結論

以上のことから本件行政文書につき、その一部を条例第6条第1号の規定により、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとして非公開とした決定については、審査請求人が公開すべきとする別記1のうち、別記2に掲げる部分は同条同号にいずれも該当しないと認められるので、公開すべきであると判断する。

別記 1

- 1 発生日時
- 2 発生場所
- 3 加害教員が当時勤務していた所属と学校コード、年齢、性別、担当していた組、校務分掌
- 4 被害児童の年齢、性別

別記 2

- 1 発生日時
- 2 発生場所のうち学校名
- 3 所属と学校コード

審査会の経過等

年月日	審査会の経過等
H28. 7. 28	諮問書の受理
H28. 9. 21	審議 実施機関の説明聴取
H28. 11. 25	答申

伊勢原市情報公開審査会

会 長 吉 川 和 宏
職務代理者 堀 越 由紀子
委 員 杉 山 喜 男
委 員 林 服 子
委 員 山 田 不二子